

「FITNEXUS」会員会則

第1条（目的）

FITNEXUS（以下「本クラブ」といいます。）は、会員（本会則第4条所定の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです。）が本クラブの施設を構成する各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第2条（会員制）

1．本クラブは、会員制とします。

2．会員による本クラブの利用範囲、条件、および施設運営システム（会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。）については、別に定めます。

3．会員が本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証を提示します。

第3条（入会資格）

1．本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

（1）各会員種別において別途定める資格を満たすこと。

（2）本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。

（3）本会則に同意いただくこと。

（4）暴力団等の反社会的勢力関係者でないこと。

（5）過去に本クラブより本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。

（6）刺青（ファッションタトゥー及びタトゥーと判別することが困難なボディペインティング、シールを含む）がある者で、クラブ内で刺青を一切露出しないことに同意できること。

2．会員は、本クラブに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを保証します。

（1）暴力団

（2）暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）

（3）暴力団準構成員

（4）暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者

（5）その他前各号に準ずるもの

3．会員は、本クラブに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証します。

4．会員は、本クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。

5．会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれ

の行為も行わないことを保証します。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を越えた不当な要求行為

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

第4条（入会手続）

1．本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本クラブによる審査を受けたうえ、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。

2．前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。

3．会員は、入会后、本クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。

4．未成年の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

5．未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条（届出内容変更手続）

1．会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

2．会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。

3．本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第6条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第7条（諸費用）

1．会員種別毎の会費を含む諸費用（以下「諸費用」といいます）は、別に定めます。

2．会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本クラブが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。

3．一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第8条（会員たる地位の相続・譲渡）

本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

第9条（会員以外の施設利用）

本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第10条（諸規則の遵守）

会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます。）の指示に従うものとします。

第11条（禁止事項）

会員は、次の行為をしてはいけません。

（1）他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、本クラブを誹謗、中傷すること。

（2）他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。

（3）大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。

（4）物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。

（5）本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。

（6）他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。

（7）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。

（8）痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。

（9）刃物など危険物の館内への持ち込み。
（10）館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、宗教活動。

（11）高額な金銭、物の館内への持ち込み。

（12）本クラブの施設内の秩序を乱す行為。

（13）自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為。

（14）他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。

（15）その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

第12条（損害賠償責任免責）

1．会員が本クラブの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラ

ブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

2．会員同士の間を生じた係争やトラブルについても、本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第13条（持込物に関する責任）

1．本クラブは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。

2．本クラブは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

3．本クラブは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。

第14条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第15条（休会）

本クラブの一部の会員種別においては、休会制度があります。

会員が本クラブを休会する場合は、休会届を前月10日迄に提出のうえ、所定の手続きを行わなければならない。休会費は1ヶ月につき550円（税込）とします。休会期限終了後は自動的に通常会費額での請求開始となります。また、滞納がある場合は完納いただきます。

第16条（退会）

会員は、自己都合により退会するときは、退会希望月の前月10日までに、本クラブ所定の書面により手続を完了することにより、月末日（以下「退会日」といいます。）をもって退会できるものとします。なお、会員は本クラブに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

第17条（施設の利用制限・禁止、契約解約）

1．本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第7条第1項に定める諸費用を支払います。

（1）第3条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。

（2）本会則その他本クラブの定める諸規則に違反したとき。

（3）支払方法の設定が確認できないとき（会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします）。

（4）諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。

（5）破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。

（6）第4条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。

（7）筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。

（8）集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。

（9）医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。

（10）妊娠していることが判明したとき。

（11）法令に違反したとき。

（12）クラブ内において刺青（ファッションタトゥー及びタトゥーと判別することの困難なボディペインティング、シールを含む）を露出させた者。

（13）その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第18条（施設の休業および閉鎖）

1. 本クラブは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。

（1）天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。

（2）施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。

（3）判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。

（4）社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。

（5）その他、本クラブが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

2. 前二項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。

第19条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）

本クラブは、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第20条（会則の改正）

原則として本クラブは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとしします。

第21条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

施設利用に関するご案内

～**20時以降のスタッフ駐在時以外の利用について**～

【**共有事項**】

・ホルダー以外の場所に飲み物などの液体状のものを置かないでください。

また飲み物などは必ず蓋付きのものをご利用ください。

・靴はゴム底のもの、または滑りにくい底のものを使用してください。

・かかとの高い靴や革底の靴またスパイクシューズは使用しないでください。

また使用前に鞋底に石などが詰まっていないか確認してください。（ベルトやペダルの表面の損傷する原因となる為。）

・服装はゆとりがあり動きやすいものを着用し、靴ひもやタオルなどが可動部分に触れないよう十分に注意してください。

・危険ですので、クラブを素足でご利用されることはできません。

・操作中に製品の内部や下に手を入れたり、横向きに倒したりしないでください。

・マシン使用後は備え付けのタオルで汗や汚れを拭き取ってください。

【**カーディオ機器使用の注意事項**】

使用にあたり、特に以下の項目に該当する方は事前に医師に相談してください。高脂血症、心臓病（狭心症・心筋梗塞など）、年齢45歳以上、喫煙習慣、コレステロールレベルが高い、肥満、過去1年間に規則的な運動をしていない方。また、運動中にめまい、吐き気、痛み、息切れなど、身体に異常を感じた場合は直ちに運動を中止してください。

【**トレッドミル使用の注意事項**】

・安全性を得るためにハンドレールの使用は可能ですが、常用はしないでください。

・ランニングベルトの作動中はマシンへの乗り降りは絶対にしないでください。またなるべくハンドレールやグリップをご利用ください。

・後ろ向きでの歩行や走行は絶対にしないでください。

・使用後マシンから離れる場合際は完全に停止してから離れてください。

【**エリプティカルモーションマシン使用の注意事項**】

・エリプティカルモーションマシンから乗り降りする際は、ハンドルバーを握り十分に注意してください。

・運動中は、必ず可動ハンドルをしっかりと握ってください。

・後ろ向きでエプティカルモーションマシンを使用しないでください。

・ペダルカバーやモーターカバーの上に立ったり、座ったりしないでください。

【**エアロバイク使用の注意事項**】

・エアロバイクから乗り降りする際は十分に注意してください。必要な場合は、備え付けのハンドルバーを使用してください。

・後ろ向きでエアロバイクを使用しないでください。

【**ファンクショナルエリア使用上の注意事項**】

・備え付けの器具を使用する際は、十分に注意してください。また、備え付けの器具での無理な動作は絶対にしないでください。

・安全の為、一部の機器の使用はできません。予めご了承ください。

個人情報保護方針

株式会社フィットネクスス及びFITNEXUS24（以下「クラブ」という）は、お客様の個人情報を大切に扱うとともに、より良いサービス・商品の提供をさせていただきます。そのために以下の取り組みにより責任をもって、お客様の個人情報を保護いたします。

1. 法令等の遵守

クラブは、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守いたします。

2. 個人情報利用の目的

クラブが個人情報を利用させていただく目的は次の通りです。

・クラブのサービスの提供及びこれに関する申込受付・事務手続・お客様への連絡

・業務の遂行に必要な範囲の業務委託（課外イベント・旅行催行の場合の宿泊施設・運送機関等の提供する各種サービス手配、および各種商品発送の場合の個別配送等）

・クラブからの新製品・新サービスの案内

・キャンペーン等への応募受付、お客様への連絡、プレゼント発送

・マーケティング調査・商品開発及びこれを目的とするアンケート調査

・施設内外における各種イベントの申込受付・事務手続き・お客様への連絡

・法人のお客様の利用報告やお問い合わせにお応えするため

・防犯、安全管理を目的としたお客様への連絡

・当社が取り扱う保険、及びこれらに付帯・関連するサービスの提供のため

・採用選考のため

・委託を受けたサービスの提供及びこれに関する申込受付・事務手続き・お客様への連絡

・その他、個人情報取得時にあらかじめ明示した利用目的のため

上記以外の目的で個人情報を収集して利用する際には、その利用目的を明示します。

3. 機微情報の扱いについて

前項におけるサービスの提供においてお客様の身体情報その他保健医療に関する機微情報、以下に該当する機微情報を取得することがございますが、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者に提供いたしません。

・思想、信条又は宗教に関する事項

・社会的差別の原因となる事項

・その他特別な非公開情報

4. 個人情報への同意について

個人情報を提供されるか否か、及びその個人情報を提供し、どの個人情報を提供しないかについては、ご本人のご意思に基づくものといたします。ただし、利用目的に必要な個人情報を提供されなかったときには、当社が提供するサービスが受けられないことがあります。

5. 安全管理措置

クラブはお客様の個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防・是正措置及び安全対策を講じます。

6. 社内への周知・徹底

クラブは従業員に対する個人情報保護について教育訓練を行い、その内容を社内に周知・徹底を図ります。

7. 委託先の監督

クラブがお客様の個人情報を利用するにあたっては、正当な理由の範囲内で個人情報を第三者に委託することがあります。委託先へは個人情報保護方針の遵守を義務づけ、監督・監督を徹底いたします。

8. 第三者への情報提供

クラブが個人情報を第2項の目的のために業務の委託先に開示する場合及び法令による場合、また人の生命、身体または財産といった具体的な権利利益が侵害される恐れがあり、これを保護するために個人情報を提供する必要がある場合等を除き、お客様の個人情報をお客様のご承諾なく第三者に提供いたしません。

9. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

クラブがお預かりするお客様の個人情報に関して、お客様が個人情報の確認・訂正・利用停止等をご希望される場合には合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応させていただきます。

10. 個人情報の開示等を請求するための手続き

お客様からの保護法に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応いたします。開示、訂正等のご請求につきましては、当社所定の書面にご記入の上、ご提出ください。

11. 個人情報保護方針の改定

クラブの個人情報保護方針に重要な変更がある場合には、当社ホームページに掲示することにより告知いたします。

12. その他

個人情報の開示、訂正、追加または削除等に関する問い合わせについては、下記までご連絡ください。

株式会社フィットネクスス

〒205-0002 東京都羽村市栄町3-3-3 SAKURA MALL2階

042-533-5780